

1 事業者の審査基準

事業者の選定は、次の審査項目に基づき審査を行うものとする。

No.	審査項目	主な評価視点
1	法人の運営状況	・役員構成が適正であり、児童福祉の理念を十分に理解した法人運営が期待できるか。 ・現在、運営している認定こども園等の運営実績があり、安定的な運営が期待できるか。 ・財政運営状況が適正であり、健全で安定した運営が期待できるか。
2	施設整備	・定員数の子どもを受け入れるため、十分な施設の面積が確保されているか。 ・敷地が有効に活用され、施設の配置計画は適切か。 ・保育サービスの向上のための工夫がなされているか。 ・駐車場の広さや送迎時のルールなど、周辺地域に配慮した提案がされているか。
3	施設の運営	・募集要項で定める定員以上の設定となっているか。 ・開園時間や延長保育が適正に確保されているか。 ・施設運営に係る収支計画は適正なものとなっているか。
4	保育内容等	・彦根市の乳幼児教育・保育方針を十分理解した提案となっているか。 ・保育の質の向上や改善のための取り組みについて提案されているか。 ・障がいに伴う支援を必要とする子どもの受入れ、支援体制、支援方針などが提案されているか。 ・市立城北幼稚園からの保育業務等の引継ぎについて提案されているか。
5	給食	・自園調理が確保できる計画となっているか。 ・献立に対する工夫は十分期待できるか。 ・アレルギーのある子どもへの対応は十分検討されているか。
6	安全・衛生管理	・事故や災害、不審者に対する対策および対応が提案されているか。 ・子どもや職員の衛生・健康管理の対策が提案されているか。

7	職員の体制・育成等	・保育・教育の提供に必要な職員を確保する見込みとなっており、法令等で定める基準を満たした配置計画となっているか。 ・職員の育成・研修について具体的な計画を有しているか。
8	保護者対応、地域交流、市への協力	・保護者と職員のコミュニケーションや苦情対応について提案されているか。 ・保護者の金銭的負担を最小限とする計画となっているか。 ・小学校への連携・接続の考え方や取り組み方針について、彦根市の方針を十分理解した提案となっているか。 ・地域住民等との交流・連携について提案されているか。

2 評価基準および評価点数ならびに判定

審査項目に係る評価基準および評価点数は次のとおりとし、審査項目ごとに判定し、事業者ごとに集計する。

評価基準	評価点数
大いに評価できる	5
評価できる	4
普通	3
あまり評価できない	2
評価できない	1

3 候補者の決定

- (1) 審査員は審査の上、審査項目ごとに評価点数を付し、合計点を算出する。
- (2) 各審査員の評価点数の合計点を合計（以下「合計点数」という。）し、合計点数が最も高く、かつ、満点(875点)と合計点の割合が60%以上(525点以上)である事業者を候補者とする。
なお、合計点数が同点の場合は、採点1位とした審査員数が多い事業者を候補者とする。
採点1位とした審査員数が同数の場合は、協議の上、審査員長が決定する。
- (3) 審査会で選定した候補者が、決定後に辞退またはその他の理由により事業を実施できなくなった場合は、次点の事業者を候補者とする。